

鎌ヶ谷市消費生活センターかわらばん第12号  
理解度チェック  
(広報かまがや令和4年3月15日号掲載)

【未成年の子どもが高額な契約をしてしまった】



【事例】

19歳の大学生の娘が「お試し0円」の脱毛エステのSNS広告を見て興味を持ち、無料体験に行った。サービスを受けている最中に「今日限りの割引がある」と別のプランの勧誘を長時間にわたり受け、最終的に高額な契約をしてしまった。未成年者契約の取り消しをしたい。

【アドバイス】

未成年者は制限行為能力者とされ、法定代理人(親権者、未成年後見人)の同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます。なお、民法改正により、2022年4月1日からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。飲酒、喫煙、競馬、競輪などの公営ギャンブルについては、これまでどおり20歳未満は禁止ですが、ローンやクレジットカードの契約は親の同意を得ずに契約できるようになります。このように民法改正により18歳・19歳の若者が親の同意を得ずに契約できるようになるため、悪質商法の新たなターゲットになることが懸念されるため、注意が必要です。契約にあたっては安易にその場で判断しないようにしましょう。

【問題】

- ①2022年4月1日以降に、19歳の娘が高額なエステ契約をしてしまったが、未成年者契約のため取り消しができる。

【答え】 **できない**

2022年4月1日からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そのため、19歳も成年として扱われるため、未成年者契約の取り消しはできません。なお、飲酒、喫煙、競馬、競輪などの公営ギャンブルについては、これまでどおり20歳未満は禁止です。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は  
鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所: 鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話: 047-445-1246 時間: 平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

